

## 農漁共存の開門による環境復元は 地域再生の大きな可能性

生きもので賑わい持続可能な生活が営まれていた諫早湾  
“日本一の干潟”の再生が諫早湾の未来を創る



2014年8月 発行

製 作:有明海漁民・市民ネットワーク、干潟を守る日in諫早実行委員会、  
よみがえれ!有明訴訟を支援する全国の会

発 行:NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本  
<http://www.ramnet-j.org/>

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11 青木ビル3F

TEL/FAX:03-3834-6566

※このパンフレットを読んでのご意見・ご感想をお寄せください。

【お問い合わせ・ご意見送り先】干潟を守る日in諫早実行委員会 宛

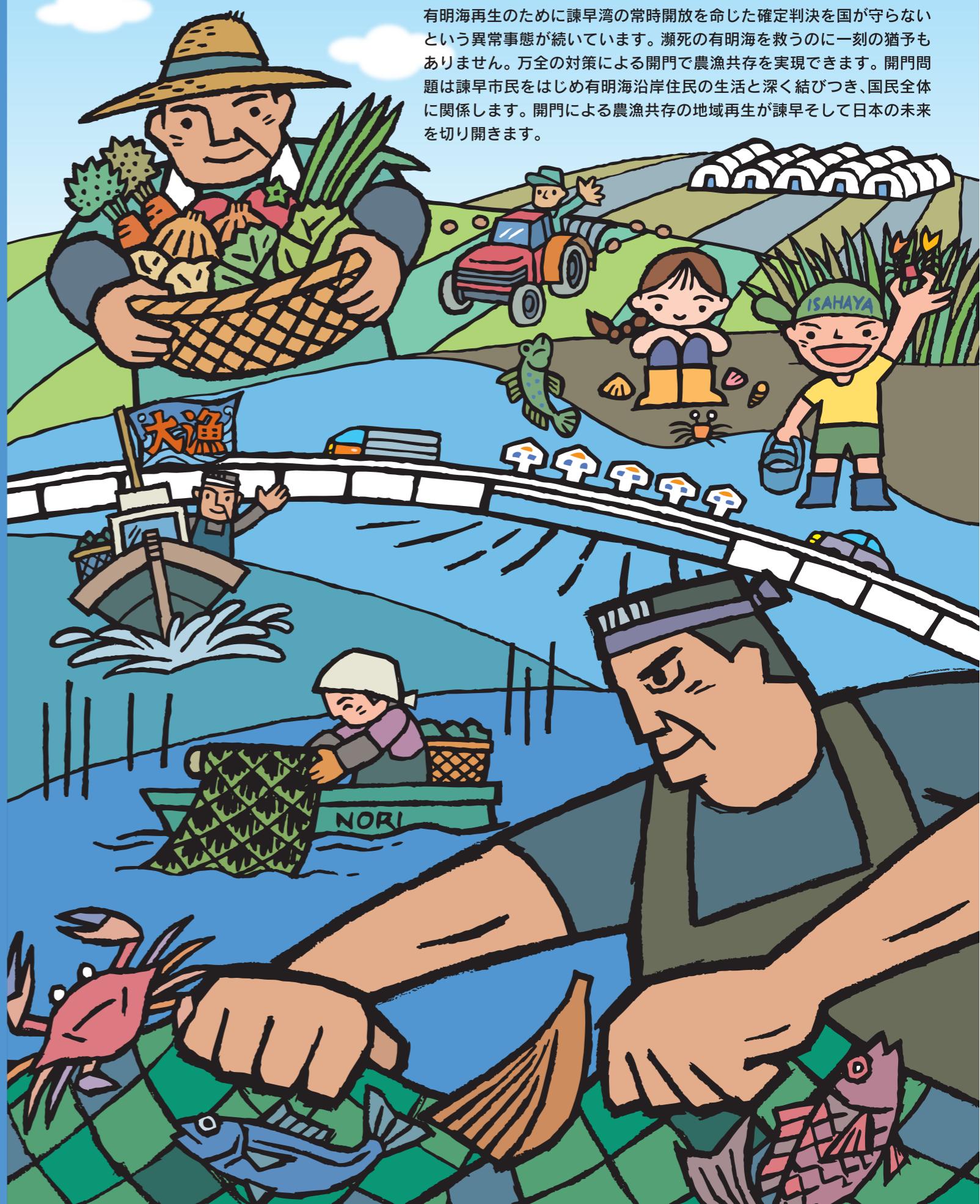
〒856-0827 大村市水主町1-978-91 E-mail:dadao@mtd.biglobe.ne.jp

※このパンフレットはラムサール・ネットワーク日本のエコトーンプロジェクトの一環として作製しました。

# 農漁共存の地域再生をめざして

## 諫早湾開門が切り開く明るいイサハヤ

有明海再生のために諫早湾の常時開放を命じた確定判決を国が守らないという異常事態が続いている。瀕死の有明海を救うのに一刻の猶予もありません。万全の対策による開門で農漁共存を実現できます。開門問題は諫早市民をはじめ有明海沿岸住民の生活と深く結びつき、国民全体に関係します。開門による農漁共存の地域再生が諫早そして日本の未来を切り開きます。



# 開門がひらく明るい未来

## 諫早湾が観光資源に

環境再生のホットスポットとして、内外から観光客が集まります。環境教育の場として、修学旅行などの場にも活用されるでしょう。

韓国スンチョン湾の事例ではハウステンボスを上回る年間300万人以上の観光客という報告もあります。



▲スンチョン(順天)湾の干潟



▲スンチョン湾の干潟とアシ原の見学に訪れる人々



▲諫早湾にもたくさんいた、ムツゴロウやシオマネキなどがスンチョン湾では人気の観光資源になっている。

## 調査・研究の進展

諫早湾干拓事業と有明海異変との因果関係が明瞭になります。



## 有明海沿岸の地域再生

漁業関連の様々な産業が元気になり、有明海沿岸の地域全体が活気を取り戻します。



## 持続可能な地域社会の創造

漁民の世代交代が可能になり、子どもたちに宝の海を引き継ぐことができます。



## 干潟再生

調整池の海水交換を大きくすることで、干潟が再生します。

## 有明海再生・調整池の水質改善

漁場環境が改善され、魚貝類の漁獲が増えます。多様な生態系が回復します。

## 諫早湾の常時開放

## 代替水源・防災対策の充実

## 税金の有効利用

有明海再生事業として無駄に支出してきた費用を削減できます。国の怠慢による制裁金支出もなくなります。

## 安心・安全な農業

農業用水への信頼が確保され、湛水被害などの不安も解消されます。消費者にとっても、安心安全な農産物を買うことができます。地元負担ゼロで本来の防災対策を充実させることができます。



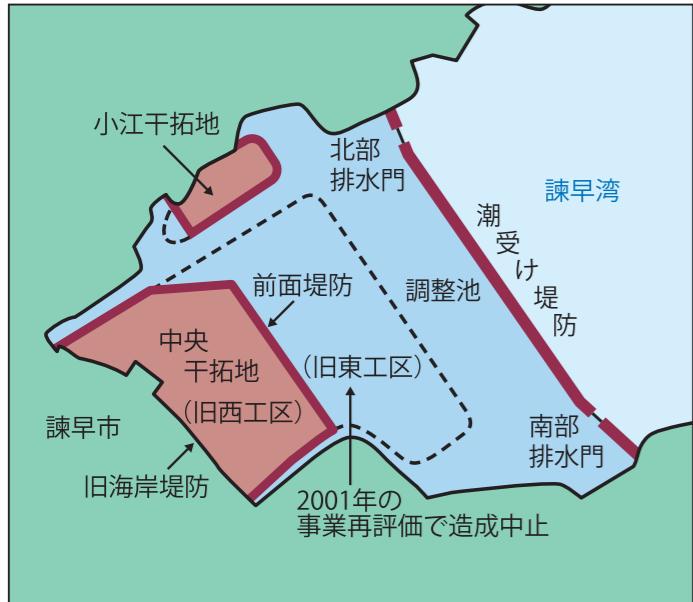
## いさか 諍いの終焉

地域内での争いがなくなり、平穏な暮らしを取り戻せます。



# 有明海再生のために諫早湾の開門が必須です

諫早湾干拓事業(諫干)に伴う諫早湾閉め切り(1997年4月14日)は、湾内およびその近傍に大きな漁業被害をもたらし、その影響は広く有明海に及んでいます。



(諫早湾奥部の干潟域を全長7kmの潮受け堤防で閉め切り干拓地を造成)



## 【諫早湾干拓事業と有明海異変】

### 諫早湾閉め切り

◇地形の変化による潮汐・潮流の減少

◇浮泥の減少⇒透明度の上昇

(潮流の減少→栄養塩の凝集・吸着作用を持った泥の浮遊が減少→透明度が上昇→光制限がなくなり植物プランクトンの光合成が活発化→赤潮が増加→底層の貧酸素化)

◇赤潮発生の増加



◇底層の貧酸素化

◇底質の泥化・細粒化

(潮流の減少→底層が細粒化→貧酸素化が進む→貝類や魚類が呼吸困難)

◇干潟の喪失

→水質浄化機能の喪失



(干潟の生きものが栄養塩を食べて、富栄養化を抑えていました)

→産卵・生育場の喪失

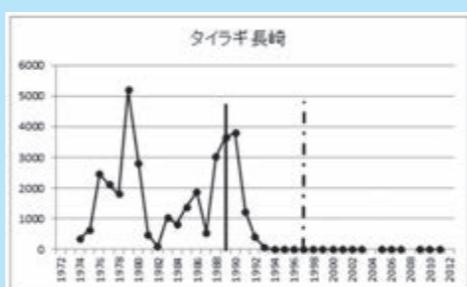
◇調整池の出現と汚濁負荷の増大

(周辺から流れ込んだ栄養塩が調整池に滞留し汚濁化しました)

◇潮受け堤防建設のための湾口部での土砂採取

(湾口部はタイラギなどの漁場でもありました)

### タイラギ、アサリなど貝類資源の激減



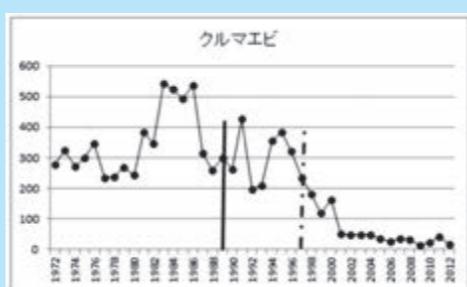
(タイラギ激減のグラフ)

諫干着工と共に激減し約20年間休漁中

\*太線は諫干着工、

破線は諫早湾閉め切りの年

### ワタリガニ、クルマエビなど甲殻類や魚類資源の激減



(クルマエビ減少のグラフ)

閉め切り以降減少の一途、近年はほとんど漁獲なし。

養殖ノリの地域的衰退・品質低下・労働強化。有明海特産種(ムツゴロウ・ワラスボ等)の激減。

漁業関連の地域産業全体が衰退

### 被害が続く現在の有明海



アサリ被害



ノリ色落ち被害



魚類被害



ユスリカ異常発生

### 開門調査は有明海再生の第一歩

2010年12月に確定した福岡高裁判決は、閉め切りと漁業被害との因果関係を認め、5年間にわたる諫早湾南北排水門の常時開放を命じました。これは、2000年のノリ大不作を受けて発足した有明海ノリ第三者委員会が中長期開門調査を求める見解の中で示した「諫早湾干拓事業が有明海全体に与えた影響を検証するための調査」として「期間はできるだけ長く、水位変動はできるだけ大きい水門開放」とも重なるものです。

有明海の漁業振興対策として毎年多額の補助事業が行われていますが、異変の原因に対する根本的な対策にはなっていないことから、ほとんど効果を上げていません。有明海再生のためには、異変の原因の一つである諫早湾閉め切りを止めて、水門の常時開放によって、できる限り閉め切り前の大きな海水交換に近づけることが不可欠です。

# 【開門による被害の不安は克服できます】

開門による被害を心配される方々もいますが、それぞれに適切な対策を講じれば十分対応できます。確定判決もそのことを認め、3年という準備期間を設けたのです。

## 1. 地元負担ゼロで防災機能強化

そもそも、諫干には諫早大水害のような洪水被害を防止する機能はありません。高潮防止機能と洪水時以外の低平地における排水機能しかなく、現状でも排水ポンプの増設、排水路の拡幅、排水樋門の整備、河川整備などが必要です。実際、閉め切り後に整備された地区では、それらの防災機能が発揮されています。

開門準備によって国の予算で(=地元負担ゼロで)防災対策を整備できるのですから、開門はむしろ地元の防災機能強化につながるのです。

(尚、台風など高潮が予想される時には閉門し、通常は水門開放で何ら問題ありません)



(排水設備が整備された地区では防災機能が発揮されている)

## 2. 農業用水は確保できる

調整池に海水を入れることで農業用水として使えなくなることから、その代替水源が必要になります。現在、国は海水淡化施設で対応するとしています。この他にも、ため池・下水処理場の余剰水・本明川に洗堰(あらいせき)を設置しての導水など複数の対策が可能です。有毒アオコに汚染された調整池の水を使用するよりも、きれいな代替水源の水を使用した方が、農業者にとっても消費者にとっても安全・安心です。

## 3. 塩害・潮風害は克服できる

既設堤防・排水樋門の補修、鋼矢板の打設による塩水浸透防止、飛来塩分の常時監視と散水施設の整備などで十分対応できます。

## 4. 開門による新たな漁業被害は起こらない

長崎県などは短期開門調査時にアサリ被害が出たと言っていますが、それ以前から起きている被害と変わりなく、むしろ短期開門調査の後にはタイラギをはじめ多くの魚貝類の漁獲が上がるなど漁場改善効果があったと多くの有明海漁民が証言しています。海況をモニタリングしながら、開門幅を少しづつ段階的に大きくしていく方法をとれば、開門による新たな漁業被害は発生しません。

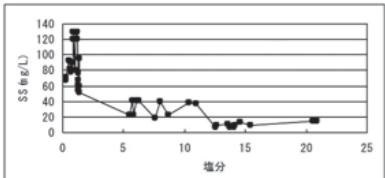
## 調整池への海水導入で水質は劇的に改善します

よく誤解されるのですが、閉め切りと言っても周囲から流れ込んだ水を調整池に貯め込んでいるだけではありません。調整池の水位を一定に保つために、水位が上昇した時に一方的に排水門から排水しています。現在、調整池の水質は環境基準をオーバーし有毒なアオコが毎年発生するなど著しく悪化していますが、この汚濁水が一方的に排水され漁業被害の一因となっています。

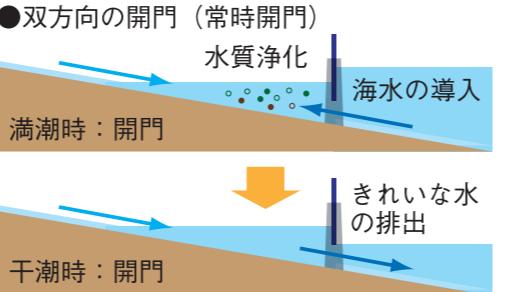
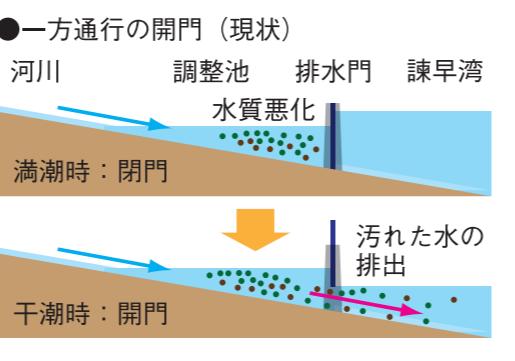
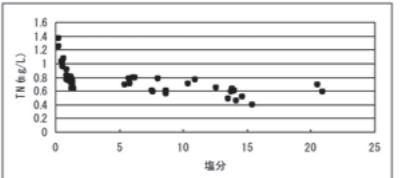
すなわち、排水による漁業被害は今起きているのです。

しかし、排水門を開放し調整池内に海水を導入することで、濁りの沈殿が起り水質は劇的に改善します。このことは2002年に行った短期開門調査で証明済みです。

短期開門調査(海水導入期間2002年4/24～5/20)では、海水導入によって塩分濃度が上昇すると、SS(濁り)やTN(全窒素濃度)などの栄養塩類が著しく低下した。



(調整池B1、B2、S11における塩分とSS、塩分とTNの関係～日本海洋学会編「有明海の生態系再生をめざして」より)



## 諫早湾閉め切り(平成9年)以降の主な防災工事

|               |         |                            |
|---------------|---------|----------------------------|
| 小野東排水対策事業     | H7～18   | 排水路4,660m、排水機1カ所           |
| 赤崎地区排水対策事業    | H9～H20  | 排水路3,591m、制水門7カ所           |
| 黒崎地区排水対策事業    | H10～H20 | 排水路2,859m、制水門4カ所           |
| 天狗鼻排水機場       | H15     | 26m <sup>3</sup> /s        |
| 長田第二排水機場      | H9      | 10m <sup>3</sup> /s        |
| 中山雨水ポンプ場      | H13     | 16.8m <sup>3</sup> /s      |
| 葭原排水機場        | H20     | 15m <sup>3</sup> /s        |
| 釜ノ鼻東排水機場      | H25     | 15m <sup>3</sup> /s 排水路拡張中 |
| 移動ポンプ車3台(国交省) | H11～12  | 4m <sup>3</sup> /s         |

(出典：諫早市地域防災計画書(平成23年度版)ならびに開門調査に係る環境影響調査準備書)



(現在の水源は有毒なアオコだらけの調整池)

## 漁業補償金では償えない甚大な漁業被害が続いている。間接強制金は国に開門を行わせるための制裁金です。

現在漁業を営んでいる漁業者に対して、諫干着工の際に補償金を受け取ったのだからそれで十分ではないかという意見があります。しかし、諫干着工にあたって受け取った補償金は微々たるものでした。そもそも、農水省は環境アセスメントで「漁業への影響は許容範囲内」と述べ、漁民はその言葉を信じて諫干着工を認めたのです。ところが、実際にはアセス想定をはるかに超える被害が続いている。特に漁船漁業は深刻で、燃料代にもならないほどの漁獲しかないと、生活費を稼ぐあてがありません。

また、間接強制金が入るのだから開門は不要ではないかという意見があります。しかし、これは国に開門を行わせるための制裁金であり漁民への補償金ではありません。原告漁民の生活費になるわけではなく、国民の税金なのですから、このような無駄使いは一刻も早くなくなるよう国が開門を実行しなければなりません。

## 確定判決に従うことは民主主義社会の大原則です

諫早湾をめぐる長年の諍いは、国が地域住民を騙して有明海の子宮と言わされた諫早湾を潰したことによる根本原因があります。「被害は許容範囲内」と漁民を騙し、「干拓事業が完成すれば悩みは一気に解決する」として本来の防災対策を先送りしてきたことです。地域を翻弄(ほんろう)し続けてきた國の責任は大きく、2010年の開門判決はこうした背景をふまえて、開門の是非をめぐってあらゆる角度から審理を尽くしてきた結論であり、農漁共存に道を開いた画期的な判決です。

ところが、農水官僚は、確定判決が認めた漁業被害との因果関係を認める 것을拒絶し、議論を蒸し返すような裁判(開門差し止め訴訟)を陰で支えたり、確定判決の執行停止を求める裁判(請求異議訴訟)を起こしたりと、不誠実な態度を取り続けています。しかし、三権分立の基本原理を國自らが破り捨てるという暴挙は決して赦(ゆる)されません。これを赦すことは、今後様々な方面に波及し、日本が法治國家の体を成さなくなってしまいます。

## 法律を守らず聞く耳を持たない「駄々っ子」長崎県と自治体

諫早湾閉め切りによって現に漁業被害を受けている漁民もまた長崎県民です。県民の暮らしを守るべき行政は、農業と漁業が両立するようにすることが本来の役割です。憲法順守義務がある長崎県が「確定判決を守らないでください」と国に要請することは、民主主義の基本を無視した暴挙です。そして「一切の話し合いに応じない」という姿勢は『駄々っ子』そのものです。

すべての関係者が話し合いのテーブルについて互いの主張を述べ合い問題解決を図っていくことが大人の対応でしょう。



## 開門確定判決と開門差し止め仮処分決定は義務の衝突ではありません

開門差し止め仮処分決定は、開門の準備工事が実施されていない現状での開門を認めなかったに過ぎません。國が開門準備を行うことを認めなかつたのではなく、開門準備の猶予を与えた確定判決とは何ら矛盾しません。しかも、仮処分決定は地裁判断に過ぎず、上級審で覆すことができます。確定判決後、農水官僚の不誠実な姿勢によって訴訟が乱立し、國によって混迷が演出されてきましたが、答えは簡単です。

## 確定判決と仮処分決定による國の義務は、万全の開門準備を行うことで共に解決できるのです。